

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

村田町長 大沼 克巳

市町村名 (市町村コード)	村田町 (04322)
地域名 (地域内農業集落名)	菅生地区 (北根・平・細倉・沢戸・町・町下・櫛挽)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月24日 (第8回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

昭和50年に30a区画を基準とした基盤整備がなされ、集落営農組織・認定農業者・担い手等により、主に水稻を中心に作付けが行われている。しかし集落営農組織・認定農業者・担い手のいずれも個別契約を行っているため集約化が進まず、請け負っている補助が点在しているため、これ以上経営面積を拡大することが困難になっており、農業者の経営安定化のためには、ほ場の集積・集約化が喫緊の課題となっている。

また、近年イノシシの被害が拡大しているため、地域ぐるみで有害鳥獣侵入防止柵の設置も行っている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区は水稻の作付けが中心となっているが、遊休農地解消を目的として青大豆の作付けも行われている。

もともと地域社会のつながりが強い地区であることから、集落営農組織・認定農業者・担い手等の話し合いによる話し合いを実施し、将来にわたって安定的な農業経営が継続できるよう、ほ場の集約化に向けた取組を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	164 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域を基本とし、認定農業者等が営農する農業振興地域白地地域も含める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地バンクへの貸し付けの検討を進めるほか、集落営農組織・認定農業者・担い手へのほ場の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
集落営農組織・認定農業者・担い手の経営意向を踏まえるとともに、土地所有者の貸し付け移行時期に配慮しながら農地中間管理機構へのほ場貸し付けを検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
必要に応じて、今後検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
村田町農林課・農業委員会・農業改良普及センター・JA・菅生土地改良区等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保・育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
必要に応じて、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

本地区ではイノシシによる農作物被害が増加しているため、地区の一部では、地域ぐるみによる有害鳥獣侵入防止柵の設置を実施している。侵入防止柵の適切な維持管理を行うことにより、有害獣による被害減少に向け取り組む。